

氏名	かね たけ はじめ 金 武 創
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学位記番号	経 博 第 59 号
学位授与の日付	平 成 10 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	経 済 学 研 究 科 経 済 政 策 学 専 攻
学位論文題目	情 報 化 社 会 に お け る 芸 術 支 援 政 策 の 財 政 的 分 析

論文調査委員 (主査) 教授 植田和弘 教授 吉田和男 教授 出口 弘

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、芸術活動を支援する公共政策の根拠とその方法について理論的・実証的に検討し、芸術支援政策の実態に関する詳細な調査と丹念に収集された基礎的資料の財政分析に基づいて、今後の芸術支援政策の財政課題を明快に提示した労作であり、序章と終章を含めて合計10章から構成されている。

まず、序章においては、マーシャル、ケインズ、ロビンズ、ガルブレイス、ポーモルらの経済学者による芸術支援研究の系譜を概括し、その業績を批判的に摂取するとともに、生産者の芸術市場への参入インセンティブの確保や芸術家の教育・訓練に加えて、芸術鑑賞者の自由な選択の確保、特に消費選択の基礎となる選好形成における政府の役割を重視したピーコックの論考に基礎をおいて研究を行うことが説明される。

第1章では、技術革新と著作権制度の発達に注目したピーコックのイギリス作曲市場研究を基礎に、実演芸術市場の発展過程を分析し、それが音楽ソフト市場とそれを利用するためのハード市場からなる重層的な産業構造であることが明らかにされる。そして、それを根拠に、芸術活動は従来の定説である「衰退する幼稚産業」ではなく、最先端の情報コミュニケーション産業として再認識されるべきことが提起され、そのことに着目するならば、芸術支援政策の対象や政策評価の基準が変化することが示唆される。

第2章では、芸術市場への政府介入に関するケインズとピーコックの論考を比較・検討し、資源の最適配分および所得再分配といった財政機能が考察される。著者によれば、ケインズは、戦時下の芸術市場の混乱を避けるために、生産者補助金の交付を推進し、現在のイギリス芸術評議会の基礎を作り上げたが、その基礎には、芸術表現の自由を保証する芸術支援政策の哲学が見受けられたことが示される。一方、ピーコックは、生産者主権的なイギリス芸術支援政策が芸術団体のレントシーキング活動を容認し、官僚制の弊害を派生させていることを強く批判し、消費者の自由な選択や新規参入者のインセンティブの確保に基礎をおく芸術支援政策論を展開したと指摘される。

第3章では、現地調査によって収集した財政データや年次報告書といった一次資料を用いてイギリス芸術評議会の財政分析が行われる。芸術表現の自由を確保するために設定された芸術評議会の政府からの独立性の確保が、逆に納税者による財政のチェックを困難にし、補助金を受ける一部の芸術団体と地方芸術協会をレントシーキング集団に変質させたことが示される。第二次世界大戦以来、芸術団体への生産者補助金が現在まで継続されており、イギリスの芸術支援政策は芸術市場の重層構造を理解せず、新たな情報媒体の登場や自由時間のさらなる増加といった社会環境の変化にも十分対応できていないことが指摘される。80年代以降の制度改革も単なる歳出削減にとどまり、この点は解決されていないと評価される。

第4章では、イギリスの地方芸術支援政策の嚆矢であり、他地域のモデルとなった北イングランド地方芸術協会の財政分析が行われる。地方自治体間、芸術家間、公的機関間という3種のネットワークを活用することによって、地域住民のニーズを反映しながら、芸術市場の活性化を促し、同時に、非営利団体を媒介にして、失業、医療、福祉、森林保全、観光、都市開発といった非芸術市場における芸術家の雇用を提供することにもなることが明らかにされており、いずれも、ピーコック

クの芸術支援政策論の具現化と評価される。

第5章では、芸術支援政策の財源として168年ぶりに再開された全国宝くじ事業が租税論の視点から、とりあげられる。これは、納税者による課税権の制限から派生した広義の徴税技術であり、自発的な納税を促す擬似的な個別消費税とみなされるが、芸術文化・スポーツ振興という名目で、社会的な批判を封じた結果、低所得層における負担増を招き、国民と財政当局をギャンブル依存症に陥らせる危険性を招いていることが指摘される。

第6章では、文化行政に関連する財政統計資料を国際的基準に照らして再構成し時系列および分野別に分析する作業を通して、景気刺激策に左右されて、文化施設の建設という公共事業として、消費支出よりも資本支出中心に、しかも、中央政府よりも地方自治体中心に進められるというわが国文化政策の独自の性格が明らかにされる。

第7章では、わが国の文化政策の中核を担う地方文化ホール整備が、1980年代後半の国際的な内需拡大圧力に応える一方策であったことが示され、その結果、財政基盤のない市町村がその維持管理費用さえ十分には賄えない現状が明らかにされるが、同時に、ホール整備に伴う自主事業の開催が、地域住民に新たな芸術鑑賞の機会を提供した点が高く評価される。さらに、多くの場合ホールの経営専門家が配置されていないことも日本の特徴であり、地域住民の文化ニーズに応えるホール運営のためにも地方自治体の役割と地方文化ホールの位置づけが明確にされるべきことが指摘される。

第8章では、オーツの財政連邦主義に沿い、パブリックアートを地方公共財の一種として理論的に位置づけた上で、シアトル芸術委員会によるパブリックアート整備の歴史を概観し、現代芸術の実験性や社会批評性と地域住民の多様な嗜好との調整の可能性が検討される。ヒエラルキー型の行財政組織では対応できない多様な地域住民の価値観を実験的な現代芸術に反映させるために、外部の専門家によるプロジェクトの事前評価、あるいは地域に居住する芸術家、歴史家、デザイナー等を参画させる試み、地域外に居住する芸術家による地域資源の探索とその芸術表現等が展開されていることが明らかにされる。

終章では、地方における芸術支援政策の可能性について、地域住民のニーズを把握しながら、外部の人材や非営利団体に権限や実務の一部を委譲する水平的なネットワーク型行財政モデルの萌芽を一連の研究を通して見出し、新しい行財政モデルとして提示して結論としている。

論文審査の結果の要旨

従来、芸術支援政策のモデルとされたアーム・レングスと呼ばれる芸術支援の公共政策では、芸術文化団体への公的助成として中央政府から補助金を交付しているが、芸術文化活動に干渉せず、芸術文化団体は活動の自由を持つと同時に、各団体は芸術文化の振興のために経理の公開と公正な運用、開かれた応募の機会など責任を持った管理と運営を行う。すなわち、政府の公的助成によりつつ自由と責任のバランスを図り、独立した経理をおこなう公共サービス供給システムの原則であるが、その弊害が顕在化し、かつ自由時間の増加に伴う個人の自己実現欲求の高まりと高度情報化社会の進展という2つの潮流に適応した芸術支援が検討されてきた。

本論文の基本的特徴は、この課題に正面から答えるべく、芸術支援政策の理論モデルと典型的な実例を網羅的に徹底的に産業論と財政分析の方法を用いて分析・検討したことにあり、芸術文化産業の特徴をふまえた芸術支援政策に関する理論的・実証的研究の先駆をなすものである。

本論文の学術上の功績はとりわけ以下の諸点にある。

第1に、先進国のモデルとなったイギリスの芸術支援政策について、詳細な1次資料の解析と芸術支援組織の財政分析を通じて、ケインズによるイギリス芸術評議会の創設から芸術支援政策の分権化に至る財政膨張と機構改革の過程を跡づけ、芸術・文化の公的支援の原則について新たな知見を得たことである。アーム・レングスの典型例であるはずのイギリスの芸術支援政策が、一方で芸術支援組織・官僚機構の硬直化を招き、他方で納税者による財政のチェックを困難にすることで、補助金を交付される芸術団体と地方芸術協会のレントシーキング活動を助長し、浪費を生み出したことを財政分析によって説得的に論証している。そして、ケインズによる職業芸術家の財政支援を中心とした戦時下のイギリス芸術支援政策は、芸術分野において消費者主権が確立するまでの間の一時的な価値財供給システムと呼べる過渡的な性格をもつと独自の定式化をしたことも、本論文の優れた貢献であり、高く評価しうる。

第2に、一次資料の丹念な渉獵に基づく芸術支援政策の日英比較に取り組み、それぞれの特徴を検出することに成功していることである。ほぼ半世紀にわたり、社会政策あるいは教育政策として推進されてきたイギリス芸術評議会の問題点を明らかにしながら、サッチャー・メージャー両政権がそれを産業政策として再編成する過程を浮き彫りにした。それに対して、文化財保護政策以外、実態に乏しかった日本の芸術文化振興策が、1980年代末以降、地方自治体を中心に急速に進展してきた過程を地道な実態調査に基づいて解明した。両者を比較すると、ソフトとハードに対する認識やプロとアマの位置づけ、政策目的や手段の違い等多くの差異が見受けられ、同時に、日英両国に共通して、国民国家の統合の象徴としての芸術文化奨励は終わり、広域圏あるいは地方自治体と民間非営利団体との協調を主体とした芸術支援政策の可能性が生まれていることを摘出したことは、本論文の独自の貢献であり、高く評価できる。

第3に、芸術支援政策の財政問題を考察する前提として、芸術市場や芸術文化産業の特徴を解析し、ピーコックによる20世紀イギリスの作曲市場研究の成果を発展させ、実演芸術市場が、ハード面の技術革新と音楽ソフトに関する技術革新が同時に発生するという情報コミュニケーション産業独特の重層的な市場構造を持ち、また、1つの希少なソフトの利用をめぐって複数のプラットフォームの規格上で複数のソフト財が市場競争する、逆に市場競争力を確保したあるプラットフォーム財が市場競争する、いずれかの部門で技術革新が起これば、もう一方に波及するという特徴がうかがえ、プラットフォーム型産業構造をもつことを摘出したことは、本論文の貴重な貢献である。

第4に、わが国の文化政策が、運営ソフトを持たないハコモノ主義と批判される後進性を指摘しつつも、同時にアマチュア活動を促す生涯学習支援、実演芸術団体を直接観賞する機会の確保などの地方自治体の取り組みに将来の芸術支援政策のモデルを見出していることは、財政データに表れない知見であり、地道な実態調査の貴重な成果として評価しうる。

第5に、国際的に最も先進的なシアトルのパブリックアート整備の推進組織シアトル芸術委員会に着目し、市の資本支出から自動的に1%分をパブリックアート整備の財源として拠出する条例に支えられつつ、他の社会資本整備部局を横断する組織であるため、芸術家・専門家、地域住民、地方政府間の情報の偏在と三者の取引費用を抑制し、協力関係を堅持するインセンティブが発生する非ヒエラルキー的なネットワーク型行財政モデルにその先進性の源泉を見出したことは、今後の芸術支援組織研究に示唆するところが多い。この点も、本論文の貴重な貢献であり、高く評価しうる。

同時に、本論文は、もともと多様で変化の激しい芸術市場と芸術支援の財政問題に焦点を合わせているので、今後の展開方向として、幾つかの論点を指摘することができる。芸術文化の生成と発展の過程の違いもあり、経済学の理論としても日本固有の実状をふまえた芸術支援論が構築されるべきだろう。また、伝統文化の再生産メカニズムの構造と公共政策との関連も検討されるべき課題である。

しかしながら、これらの論点は、今後の研究の発展に待つべき性格のものであり、著者が研究にあたって駆使した膨大な資料および地道な実態調査の諸結果、それに基づいてなされた芸術支援論に関する貴重な理論的・実証的研究成果は高く評価することができる。

よって本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成10年2月12日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。